

高速増殖原型炉もんじゅの研究開発等について、適時適切に研究開発経費を把握して公表することにより研究開発の一層の透明性の確保を図るとともに、使用可能な関連施設の利活用を図るよう独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長に対して意見を表示したものについての報告書（要旨）

平成23年11月

会計検査院

1 高速増殖原型炉もんじゅの研究開発経費等の概要

(1) 高速増殖炉の研究開発の概要

高速増殖炉の研究開発については、原子力委員会が昭和42年に策定した長期計画において、60年代の初期に実用化することを目標とするとされていたが、その後、長期計画は数次にわたって改定されており、高速増殖原型炉の建設時期、実用化時期等についても、その都度見直しが行われてきた。そして、平成17年10月に決定された原子力政策大綱においては、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が建設及び管理を行っている高速増殖原型炉もんじゅの成果等に基づいた実用化への取組を踏まえつつ、62年（2050年）頃から商業ベースでの導入を目指すことなどとされており、22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、37年（2025年）頃までの実証炉の実現、62年（2050年）より前の商業炉の導入に向け、引き続き、研究開発を推進するなどとされている。

(2) もんじゅの研究開発の概要等

もんじゅは、機構が福井県敦賀市に建設中の高速増殖炉の原型炉である。機構は、昭和43年9月にもんじゅの予備設計を開始し、60年10月に着工、平成6年4月に初臨界を達成している。しかし、7年12月にナトリウム漏えい事故が発生したことから、14年5か月間にわたりもんじゅの運転を停止していた。そして、改造工事等が進められ、22年5月に運転を再開したが、同年8月に、炉内中継装置が落下するトラブルが発生して、機構は、現在も復旧作業に取り組んでおり、もんじゅの運転は停止している。

また、機構は、もんじゅから発生する使用済核燃料を基に再処理施設で使用する機器の研究開発を行うため、茨城県東海村の東海研究開発センターにおいて、昭和62年4月からリサイクル機器試験施設（以下「R E T F」という。）の概念設計を開始し、試験棟の建設を平成7年7月から行っていた。しかし、もんじゅのナトリウム漏えい事故等を受けて行われた各種議論の結果等を踏まえて、試験棟の建物部分が完成し一部の研究用機器が納品されたまま、12年7月以降R E T Fの建設を中断している。

機構は、昭和55年度から平成23年度までの間にもんじゅの研究開発に要したとされる総事業費を、9481億円とホームページで公表している。また、今後の経費については、23年度予算に216億円を計上し、その後の当面の運転に係る経費を年間約230億円と想定している。

一方、国は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「福島第一原発事故」という。）の発生に伴い、高速増殖炉サイクルの技術開発を含めたエネルギー基本計画の見直しを検討するなどしている。

(3) 独立行政法人の行う業務の透明性の確保

独立行政法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより、その業務の内容を公表することなどを通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならないとされている。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

合規性、有効性等の観点から、もんじゅの研究開発に要した経費等が適時適切に把握され公表されているかなどに着眼して、機構本部、敦賀本部及び東海研究開発センターにおいて、建設当初から23年7月末までの間に実施されたもんじゅの研究開発等を対象として、決算書、固定資産台帳等により会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) もんじゅの研究開発経費

ア 機構が公表しているもんじゅの研究開発に要した総事業費

機構は、前記のとおり、23年度までの総事業費を9481億円と公表しており、このうち22年度までに要したとされる経費（以下「機構公表総事業費（22年度まで）」という。）は9265億2644万余円とされている。しかし、これは各年度の予算額の合計であって、もんじゅの研究開発に実際に支出された額とはなっていないことから、本院が、実際に支出された額を集計したところ、総支出額は9106億3301万余円となり、機構公表総事業費（22年度まで）よりも158億9343万余円少ない額となった。

イ 機構公表総事業費（22年度まで）に計上されていないもんじゅの研究開発に要した経費

(イ) 昭和54年度以前の建設費

機構は、もんじゅの建設について、43年度から予備設計を開始するなどして着手しているが、54年度以前の予算から支出された経費については、本格的な建設に入る前の準備段階の経費であり、もんじゅの研究開発以外の経費と区分して経

理していないため、もんじゅの研究開発に要した経費の金額を正確に把握することができないとして、機構公表総事業費（22年度まで）には計上していなかった。そこで、本院が、54年度以前の関係書類を確認したところ、少なくとも47億5825万余円がもんじゅの建設費に該当するものと認められた。

(イ) 機構職員の人件費

機構は、研究開発プロジェクトの事業費には人件費を含めない取扱いが一般的であるとし、また、機構職員の人件費は機構全体として管理していてもんじゅの研究開発に従事した職員に係る分のみを把握することができないとして、機構公表総事業費（22年度まで）には計上していなかった。そこで、本院が、各年度の給与支給総額にもんじゅの研究開発に従事していた職員数の全職員数に占める割合を乗じて算出したところ、49年度から平成22年度までの間についての人件費は少なくとも計438億2885万余円となった。

(ウ) 固定資産税

機構は、もんじゅに係る固定資産税についても、研究開発プロジェクトの事業費には含めない取扱いが一般的であるとして、機構公表総事業費（22年度まで）には計上していなかった。そこで、本院が、固定資産税の実績額を確認したところ、11年度から22年度までの間において計358億4710万余円となっていた。

(エ) 機構全体の安全対策の一環として実施されたもんじゅに係る各種改修工事の経費

機構は、もんじゅのナトリウム漏えい事故等を受けて安全性の総点検を実施しており、このうちもんじゅに係る改善措置として13年度から21年度までの間に実施された改修工事については、もんじゅの研究開発を目的としたものではなく、機構全体の安全対策の一環として実施されたものであるとして、その工事費を機構公表総事業費（22年度まで）には計上していなかった。そこで、本院が、関係書類により確認したところ、その工事費は計29億4280万余円となっていた。

(ア) から (エ) までに示した額をアに示した9106億3301万余円に加えることにより、22年度末までの総支出額を算出すると9980億1003万余円となり、機構公表総事業費（22年度まで）9265億2644万余円を714億8358万余円上回るものとなる。

ウ 23年度以降に必要となる経費

機構は、前記のとおり、もんじゅの研究開発に要する今後の経費として、23年度

予算に216億円を計上し、24年度以降は毎年約230億円の経費を要するものと想定して公表しているが、これらの額には、イ(イ)及び(ウ)と同様に、機構職員の人件費や固定資産税が含まれていない。そこで、本院が、人件費等を含めることとして集計したところ、23年度は約254億円となり、24年度以降は毎年約268億円となる。

ア、イ及びウのとおり、機構が公表している経費は、もんじゅの研究開発に要した経費の全体規模を示すものとはなっていない。一方、もんじゅの研究開発については、長期間運転を停止したことなどから国民の関心も極めて高く、国会においても議論されており、さらに、エネルギー基本計画について見直しを検討されるなどしているところである。このような状況の下では、もんじゅの研究開発に要した経費をその全体規模が把握できるように公表することが、業務の内容を公表することなどを通じて組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならないとする通則法の趣旨にも沿うものと認められる。

(2) 投資効果が長期間発現していないもんじゅの関連施設

ア RETFの建設等に要した経費

機構は、RETFについて、昭和63年度以降、建設費として計816億9678万余円を支出しており、維持管理費1億7897万余円及び固定資産税等12億0949万余円を加えると、RETFの建設等に係る支出額は830億8525万余円となるが、機構はこれらの経費について公表していない。しかし、もんじゅの関連施設の研究開発に要した経費についても、もんじゅの研究開発に要した経費と同様な趣旨から、その範囲と内容を明確にし、公表することが必要であると認められる。

イ RETFの今後の利活用の見通し

RETFは高速増殖炉の運転により発生する使用済核燃料の再処理技術を開発するための試験施設であり、もんじゅの運転に伴って実際に使用済核燃料が発生しない限りその本来の用途での使用は行えないこととなる。RETFの利活用については文部科学省等による協議会における議論を踏まえて検討することとされており、現段階においてはRETFの建設再開及び供用開始のめどは立っていない。

(1)及び(2)のとおり機構が行うもんじゅ及びその関連施設の研究開発に係る総支出額は平成22年度までの合計額で少なくとも1兆0810億9529万余円となり、機構公表総事業費(22年度まで)9265億2644万余円を1545億6884万余円上回るものとなっている。

また、RETFの建物部分は、本来の用途に供されるめどが立っていないまま使用さ

れることなく管理のための経費を要して存置されている状況となっている。

(改善を必要とする事態)

もんじゅの研究開発は、長期間運転が停止されるなど、なお相当の長期間を要することが見込まれており、また、福島第一原発事故を踏まえたエネルギー基本計画の見直しが検討されるなどしているにもかかわらず、機構が行うもんじゅ及びその関連施設の研究開発に係る経費の全体規模が把握できるように公表されていなかったり、関連施設であるR E T Fの建設計画が中断していて建設再開及び供用開始のめどが立っておらず、その建設費、維持管理費等が多額に上っているにもかかわらず、使用可能な建物部分が使用されることなく存置されていたりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、機構において、次のことなどによると認められる。

- ア もんじゅの研究開発については、なお相当の長期間を要することが見込まれたり、エネルギー基本計画の見直しが検討されるなどしているにもかかわらず、もんじゅ及びその関連施設の研究開発に係る経費の全体規模が把握できるように公表することの重要性に対する認識が十分でなかったこと
- イ 国等における使用済核燃料の再処理技術等に関する方針の変更といった状況はあったものの、もんじゅの研究開発の遅れにより建設計画の中断が長期化しているにもかかわらず、R E T Fの建物部分の利活用に関する関係機関との協議・検討等が十分でなかったこと

3 本院が表示する意見

機構において、もんじゅ及びその関連施設の研究開発経費について一層の透明性の確保を図るとともに使用可能な関連施設の利活用を図るよう、次のとおり意見を表示する。

- ア もんじゅ及びその関連施設の研究開発に要した経費の全体規模が把握できるように公表すべき範囲や内容を見直し、当該経費を今後必要になると見込まれる経費とともに適時適切に把握して公表すること
- イ R E T Fについては、原子力関連施設としての特長を生かした利活用を行うことなどを含めて建物部分の暫定的な使用方法を幅広く検討するなどして、当面の利活用方法について早期に結論が得られるよう関係機関との協議等を行うこと